



資 料

首都整備建設の

構想成る

首都建設委員会では「首都圏の構想素案」において首都の現況を分析して、その対策として樹立すべき計画につき大要次のように述べている。

首都の現況は(一)人口及び産業の過度集中(二)市街地の無計画なぼう張(三)居住環境の悪化(四)オープンスペースの欠除(五)交通条件の悪化(六)公共施設の不備、といった悪条件が累積している。従つてこれらの諸問題を解決するためには、衛星都市の建設、グリーンベルトの設定等による人口及び産業の分散を考慮した広域首都計画を樹立する必要がある。この広域計画の内容はおおむね次のようになる。

(1) 内部市街地帯

この地帯は、都心への通勤時間が約一時間の範囲である。この地帯では、首都から分散困難な人口及び産業に限り増加することになり、人口密度及び土地利用形態の適正化をはかり、建物の高層化、オープンスペースの確保を期し、公共施設を整備することによつて、過大都市に基く弊害を除去する必要がある。

(2) 近郊地帯

この地帯は、内部市街地を囲む地帯で、首都の連たんの発展を断ち切るため、その巾はおおむね 10km 程度である。この地帯内で

昭和二十五年六月首都建設法が公布施行せられ、その後同法に基き首都建設委員会が設置せられて、折角調査研究を続けられたが、残念なことには、都の区域に限られていること、財源の裏付けがないこと等のため、具体的には何の建設も行われなかつた。民主党では、かねて首都整備特別委員会を設けて対策を検討中であつたが、漸く十月にその構想が出来た。その後自由民主党でこれを審議立案するため特別委員会を設け検討をはじめた。新党の手により来る通常国会に提案せられる模様である。次にその大要を紹介する。

◇ 首都整備の基本構想

第一 基本的構想

1、東京都と社会的経済的に密接な関連をもつ区域は、都の行政区域を超えて広い周辺地域に及んでおり、また人口問題の対策を樹立するについても衛星都市の育成等これ

ら周辺区域を一体に扱わなければ解決できない状態にある。然るに現行の首都建設法は都の区域のみに限られているので、国家的見地から「首都圏の構想」に沿いつつ関係都県の自主性を阻害しないで事業の調整をはかり、整備を推進する必要がある。

2、将来人口の推計によれば、今後おおむね七年にして首都圏構想による東京都区部の適正人口(許容最大人口)八百四十八万に達することが予想され、最近の人口推移表に現われた人口増加の通減傾向を考慮しても、今後十年以内に同様の結果に到達し、過大都市としての行詰りを招来することが想定せられるので、この首都広域圏の基本構想においても、昭和四十年度を目標に次の当面の首都建設計画及び広域首都建設計画目標を積極的に推進する。

第二 首都(首都圏)整備の地域及び形態

は、首都の無制限なぼう張を規制するとともに、風景地、生産力の高い農耕地を保存するほか、内都市街地で不足するオーブンスペースを補うための施設緑地を設け、墓地水道施設・飛行場研究施設・学校病院社会施設といった自然環境に適合し、かつ市街地と隔離できる施設を設けて、首都ならびに衛星都市の共同の利用に供する必要がある。

(3) 周辺地帯

この地帯は、近郊地帯の外側に接する地帯で都心よりほぼ 25km 以遠の地域である。この地域では、首都へ流入しようとする人口を吸収するため、既存の都市を中核とし適当な間隔に衛星都市を育成する。この衛生都市の育成に当つては、積極的に立地条件を整備して工業を導入する必要がある。

第三、首都圏設定の方式

1、特別立法

首都整備法のごとき特別立法を行う必要がある。

イ、首都圏内における各都県の自主性を阻害しないことを原則とする。

ロ、首都圏内各都県の諸事業のうち、国家的首的的性格を有するものに対しては、別枠予算の編成獲得ができるよう強力な

措置を講ずる。

ハ、前各項の目的を達成するために主務大臣（仮称首都建設大臣又は長官）をおく。

第四 首都圏全体の計画の策定

首都圏全体計画には、首都圏内の各都県共通の広域問題として処理するため次の各事業が採り上げられなくてはならない。

1、首都交通整備（鉄、軌道、バス、飛行場等を含めた交通機関の整備）

2、国道、高速道路を中心とする道路及び駐車場場の整備

3、港湾整備事業（東京、千葉、川崎、横浜を含む）

4、上下水道整備事業

5、大河川整備事業（低地対策を含む）

6、衛星都市建設および整備事業（学校、住宅、上下水道、道路、工業立地条件の整備、文化厚生施設整備事業を含む）

7、住宅建設事業（首都圏内各都県の行政区域を超越する住宅建設の推進と既成市街地の再開発）

8、緑地帯整備事業

9、市場、屠場の整備事業

第五 首都圏全体計画推進に伴う立法措置
首都圏の構想にもとづく総合的な首都の建

設計画を遂行するためには、基本的には首都整備の特別立法措置を講ずると共に、概ね次のような個々の立法措置をとり、具体的推進をはかる。

1、内都市街地帯関係

(ア) 高層建築の促進ならびに不良住宅の改良に関する法律の制定

(イ) 駐車場法の制定

2、近郊地帯関係

生産緑地帯法の制定——集約農業政策に対する助長

3、周辺地帯関係

(ア) 衛星都市整備促進法

(イ) 工業分散（整備配置）に関する法律

制定

4、全地域関係

(ア) 首都交通法

(イ) 高速道路法

(ウ) 住宅整備法（公団計画以外の別枠で講ずべきである）

第六、首都建設に対する財源措置

1、首都建設事業の施行区分は次のとおりとする。

(1) 国の直轄事業として施行するもの

道路（国道高速道路、その他、重要道路）
河川（大川川）

港湾（首都港湾施設）

飛行場

緑地帯

住宅（衛星都市におけるもの）

義務教育施設（ ）

工業再配置（ ）

（2）補助事業として施行するもの

区画整理

道路（都県道、市町村道、但し国の直轄事業として行うものを除く。駐車場）

河川（中小河川）

低地対策

公園緑地

塵芥処理

下水道

港湾（国の直轄事業を除く）

住宅（ ）

義務教育施設（ ）

（3）単独事業として施行するもの

上水道、市場、屠場、地下鉄

2、地方公共団体の補助事業及び単独事業として施行するものについては、次の財源措置を行う。

（1）首都整備事業費を別枠予算として設定し一般財源充当額を明確にする。

（2）一般財源の充当額はできるだけ多額とするよう努力する。

（3）起債の割合が多くなり、従つて多額となることは避けられないから起債について次の措置を講ずる。

（ア）一般起債の外に、首都建設のための特別起債の枠を設定し、長期低利資金を充てるよう措置すること。

（イ）政府は、国の保証の下に外債を斡旋導入するよう措置すること。

第七 首都建設事業の昭和四十年度を

目標とする計画

首都の建設事業を達成せしめるためには、その特殊性広域性に鑑み、第四の首都圏の各種事業につき総合的広域計画を樹立推進するものとする。

◇首都整備法案要綱

一 目的

この要綱は、首都及び周辺県を一体として基本的事業の計画を樹立し、その整備を促進することにより、首都への人口の過度集中を防止し、併せて周辺都市の振興を図り、もつてこの地域の秩序ある発展の基礎の確立と社会福祉の向上に資することを目的とすること

二 地域

この要綱の対象地域は首都及びその周辺県（或は首都建設委員会の所謂「首都圏」）の範囲とすること。

三 首都整備庁の設置

（1）この要綱の目的を達成するため、総理府の外局として首都整備庁を設置すること。

（2）首都整備庁の長は首都整備庁長官とし、国務大臣をもつて充てるものとする。

四 首都整備庁の所掌事務の範囲及び権限

五 首都整備審議会

六 工業制限区域及び工業化促進区域並びに衛生都市の指定

七 六の指定の効果

八 交通施設の整備計画の樹立とこれが実施の推進及び調整

九 国土総合開発計画との調整

十 首都整備公団の設置

（1）一の目的を達成するため首都整備公団を設置する。

（2）公団の事業の範囲

（イ）高速道路網の建設

（ロ）工業化促進区域及び衛星都市整備事業の実施

（ハ）地方公共団体の企業会計に対する融資

（3）資本金

公団の資本金は〇〇〇億円とし出資者は政府とすること。

（4）公団債の発行

x x x x